

昭和二十三年政令第七十四号

児童福祉法施行令

目次

第一章 総則（第一条—第三条の二）	第二章 保育士（第四条—第二十二条—第三十四条）
第二章 福祉の保障（第二十二条—第三十四条）	第三章 事業、養育里親及び児童福祉施設（第三十五条—第三十八条）
第五章 費用（第三十九条—第四十四条）	第六章 審査請求（第四十四条の二—第四十四条の七）
第七章 雜則（第四十四条の八—第四十七条）	附則 第一章 総則

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の二第二項第二号の政令で定める者は、同項第一号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関に通い、又は入院する小児慢性特定疾病（同条第一項に規定する小児慢性特定疾病をいう。第二十二条第一項第二号口において同じ。）にかかるつて、満十八歳に達する日前から引き続き指定小児慢性特定疾病医療支援（法第十九条の二第一項に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援をいう。第二十二条第一項において同じ。）を受けているものとする。

第二条 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置とする。

第三条 法第六条の三第一項第一号の政令で定める措置は、児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設若しくは児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置とする。

第四条 法第六条の三第一項第一号の政令で定める措置は、児童自立生活援助（次号及び第四十二条第十号において「児童自立生活援助」という。）の実施、法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施又は法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護を解除された者

第五条 前号に掲げる者のほか、都道府県知事が自立のために児童自立生活援助が必要と認めた者

第六条 法第六条の三第一項第二号の政令で定めるものは、児童自立生活援助事業としての相談その他の援助を受けた者は、児童自立生活援助事業としての相談その他の援助を受けた場

他の援助を受けている者、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の行う相談その他の援助を受けている者又は児童相談所その他の内閣府令で定める機関の行う自立のための援助を受けている者とする。

法第六条の三第一項第二号の政令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校（以下この号において「高等学校」という。）、同法第八十三条に規定する大学（以下この号において「大学」という。）その他内閣府令で定める教育施設に在学する生徒若しくは学生又は高等学校若しくは当該内閣府令で定める教育施設への入学が予定されている者であること。

二 試みの使用期間中の者又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるものであること。

三 社会的養護自立支援拠点事業の利用、公共職業安定所における就職に関する相談その他の内閣府令で定める就学又は就労に向けた活動を行つてゐる者であること。

四 病気又は負傷のために就学若しくは就労又はこれらに向けた活動を行うことが困難な者であること。

第五条 第二条の三第一項の政令で定める基準は、次とのおりとする。

一 又は二以上の市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）の区域であつて、児童相談所と市町村及び学校、医療機関その他関係機関（以下この号において「関係機関等」という。）とが相互に緊密な連携を図ることができるよう、管轄区域内の主要な関係機関等の利用者の居住する地域を考慮したものであること。

二 児童相談所が児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待をいう。第三条第一項第一号口において同じ。）の予防及び早期発見並びに児童及びその家庭につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を適切に行なうことができるよう、管轄区域における人口（最近の国勢調査の結果によるものとする。

三 管轄区域における交通事情からみて、法第二十五条第一項の規定による通告を受けた場

合その他緊急の必要がある場合において、速やかに当該通告を受けた児童の保護その他の対応を行う上で支障がないこと。

第六条の四 法第十二条の三第七項の政令で定める基準は、同項の所員の数が第三条第一項第一号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として同一号に定める数を二で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）以上の数であつて、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものであることをとする。

第七条 第二条の三第一項の児童相談所を設置し、又はその設備の規模及び構造等を変更したときは、都道府県知事は、内閣府令の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

第八条 都道府県が児童相談所を設置するに当該の管轄区域における児童に関する状況の通知及び意見の申出その他の児童相談所相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、法第十四条に規定する担当区域内の児童に関する状況の通知及び意見の申出その他の児童相談所の管轄区域内における関係機関との連絡調整等、都道府県の区域内の市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七条（以下「指定都市」という。）及び第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）を除く。）の数を三十で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）法第十三条第七項の政令で定める基準は、各児童相談所につき、同項に規定する指導教育担当児童福祉司の数が児童福祉司の数を六で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。）であることをとする。

第九条 第二条の三第一項の児童相談所につき、（1）に掲げる件数から（2）に掲げる件数を控除して得た件数（その件数が零を下回るときは、零とすること）を四十で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）を合計した数

（1）当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待に係る相談に応じた件数

（2）当該年度の前々年度において都道府県別の人口一人当たりの虐待相談対応件数

（各都道府県の区域内にある児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の当該都道府県の人口一人当たりの件数をいう。）

第二十六条順位までに該当する都道府県に付した場合における第二十二順位からおける当該件数の平均として内閣府令で定める数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数

第十一条 第二条の三第一項第二号に規定する里親に關する業務 当該都道府県が設置する児童相談所の数

（第二百五十二条の十九第二項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）を除く。）の数を三十で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）法第十三条第七項の政令で定める基準は、各児童相談所につき、同項に規定する指導教育担当児童福祉司の数が児童福祉司の数を六で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。）であることをとする。

第十二条 第二条の三第一項の施設又は講習会（以下この条及び第四十五条の三において「指定児童福祉司養成施設等」という。）の講習会について行なうものとする。

（1）当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待に係る相談に応じた件数

（2）当該年度の前々年度において都道府県別の人口一人当たりの虐待相談対応件数

（各都道府県の区域内にある児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の当該都道府県の人口一人当たりの件数をいう。）

第二十六条順位までに該当する都道府県に付した場合における第二十二順位からおける当該件数の平均として内閣府令で定める数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数

第十三条 第二条の三第一項の施設又は講習会（以下この条及び第四十五条の三において「指定児童福祉司養成施設等」という。）の講習会について行なうものとする。

（1）当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待に係る相談に応じた件数

（2）当該年度の前々年度において都道府県別の人口一人当たりの虐待相談対応件数

四号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合計した額が七万五千円未満である場合における当該医療費支給認定による医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者（次号から第七号までに掲げる者を除く。）五千円
イ 次のイ又はロに掲げる者（次号から第七号までに掲げる者を除く。）二千五百円
イ 市町村民税世帯非課税者（医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定基準世帯員が指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月において要保護者（生活保護法（昭和二十一年法律第二百四十四号）第六条第一項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者

ロ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が高額治療継続者又は療養負担過重患者であつて、当該医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等及び医療費支給認定基準世帯員についての指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において要保護者（生活保護法（昭和二十一年法律第二百四十四号）第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるこ

七 次のイ又はロに掲げる者 零
イ 医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病
児童等及び医療費支給認定基準世帯員が、
指定小児慢性特定疾病医療支援のあつた月
において、被保護者（生活保護法第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）である場合又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者

ロ イに掲げる者のほか、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、費用が著しく高額な治療を著しく長期間にわたり継続しなければならないことその他の事情を勘案して特別の配慮を必要とする者として厚生労働大臣が定めるものに該当する場合における当該医療費支給認定に係る医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者

医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第一項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第五条第一項に規定する指定難病をいう。）の患者（以下この項において「支給認定を受けた指定難病の患者」という。）である場合又は医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「医療費算定対象世帯員」という。）が医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等若しくは支給認定を受けた指定難病の患者である場合における小児慢性特定疾病医療支援負担上限額は、前項の規定にかかる医療費算定対象世帯員に係る次の各号に掲げる額を合算した額をもつて当該各号に掲げる額のうち最も高い額を除して得た率をいう。）を乗じて得

<p>第二十二条の二 法第十九条の三第八項の政令で定める一定の期間は、一月とする。ただし、同条第一項に規定する指定医が同項に規定する診断書の作成に期間を要したことその他のやむを得ない理由により同項の申請を同条第八項に規定する診断した日から一月以内に行わなかつたときは、三月とする。</p>
<p>第二十二条の三 法第十九条の六第一項第三号の政令で定めるときは、医療費支給認定保護者は医療費支給認定患者が法第十九条の三第一項又は第十九条の五第一項の規定による申請に間にし虚偽の申請をしたときとする。</p>
<p>第二十二条の四 法第十九条の七、第二十一条の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費及び高額療養費</p>
<p>船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費</p>
<p>労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による療養補償</p>

労働者災害補償法（昭和二十二年法律第二百号）の規定による療養扶助金に限る。）、
災害救助法（昭和二十二年法律第二百一十八号）の規定による扶助金（災害救助法施行令（昭和二十一年政令第二百二十五号）の規定による療養扶助金に限る。）、
消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和三十一年政令第三百三十五号）の規定による療養補償に限る。）、
消防法（昭和二十三年法律第二百八十六号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）、
水防法（昭和二十四年法律第二百九十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に限る。）、
国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）の規定による療養補償（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十五号）の規定による療養給付、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）の規定による療養給付）
自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）の規定による損害の補償（自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第二百七十九号）の規定による療養補償に限る。）、
証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第二百九号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族疗養費、家族訪問看護療養費、家族移送費及び高額療養費

地方公務員灾害補償法（昭和四十二年法律第二百二十一号）の規定による療養補償

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十二号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による療養補償に相当するもの又は災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の規定による損害の補償（災害救助法施行令の規定による療養扶助金に相当するものに限る。）

第二十二条の六 法第十九条の九第一項の病院マハは診療所に準ずるものとして政令で定めるものは、健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者とする。

第二十二条の六 法第十九条の九第一項第二号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）
- 二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一
号）

三 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）

四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第一
百八十三号）

六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十三号）

七 生活保護法

八 社会福祉法
九 医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）
十 薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）
十一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十二号）
十二 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）
十三 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）
十四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
十五 児童虐待の防止等に関する法律
十六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）
十七 認定こども園法
十八 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）
十九 子ども・子育て支援法
二十 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）
二十一 特区法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）
二十二 難病の患者に対する医療等に関する法律
二十三 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律
二十四 臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）
第二十二条の七 法第十九条の九第一項第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。
一 労働基準法第二百二十二条の七、第二百二十三条第一項（同法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第二百二十九条（同法第十六条、第二百二十七条、第二百二十八条第一項及び第二百二十九条の規定に係る部分に限る。）及び第二百二十七条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二百二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百二十二条の七の規定（これららの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四

第一項	第十九条の二十 替える規定	法の規定中読み替える規定	第二十二条の十一 法第二十二条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。	第二十二条の九 法第十九条の十八第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 一 健康保険法	第二十二条の十 法第十九条の二十第三項（法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会及び国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。	第二十二条の八 法第十九条の十第二項の規定により健康保険法第六十八条第二項の規定を準用する場合においては、同項中「保険医療機関（第六十五条第二項の病院及び診療所を除く。）又は保険薬局」とあるのは「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項第一号に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関」と、「前項」とあるのは「同法第十九条の十第一項」と、「同条第一項」とあるのは「同法第十九条の九第一項」と読み替えるものとする。	三 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定	四 第二十二条の規定
疾病医療費	第十九条の十二 診療方針	診療方針	第二十二条の十一 法第二十二条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。	第二十二条の九 法第十九条の十八第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 一 健康保険法	第二十二条の十 法第十九条の二十第三項（法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会及び国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。	三 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定	四 第二十二条の規定	
第一項	第十九条の二十 替える規定	法の規定中読み替える規定	第二十二条の十一 法第二十二条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。	第二十二条の九 法第十九条の十八第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。 一 健康保険法	第二十二条の十 法第十九条の二十第三項（法第二十一条の二、第二十一条の五の三十及び第二十四条の二十一において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める医療に関する審査機関は、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める特別審査委員会及び国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織とする。	三 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定	四 第二十二条の規定	

(2) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児(小学校就学前最年長児童を除く)小学校就学前児童のうち最年長者である障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額

口 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるものイ(1)及び(2)に掲げる額を合算した額(その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。)

イ 負担額算定基準者が二人以上いる通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が七万七千一百円未満であるもの(次号に掲げる者を除く。)次のイからハまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 全ての負担額算定基準者が小学校就学前負担額算定基準者(負担額算定基準者のうち小学校就学の始期に達するまでのものを除く)に係るもの(次号に掲げる者を除く。)に係る額(その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。)

(1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者（小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下この号及び第二十五条の一において同じ。）である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額。

(2) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前最年長負担額算定基準者（小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者をいう。以下この号及び第二十五条の一において同じ。）である障害児（当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額。

(1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者（第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。））に百分の五を乗じて得た額

(2) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前負担額算定基準者（第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。））に百分の十を乗じて得た額

六

八 通所児童である場合を除く。)に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額が同一の月に受けた指定通所支援に係る法定基準者であるものを除く。)に係るものに限る。)に百分の十を乗じて得た額(その額が第二号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。)

市町村民税世帯非課税者(通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者)(通所給付決定保護者である支給決定障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十三項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。)が特定支給決定障害者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十一号)第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。)である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。)が指定通所支援のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にはあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。)第二十五条の二第二号¹及び第二十七条の二第四号において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該通所給付決定保護者をいう。

被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者又は全ての負担額算定基準者が無償化対象通所児童である通所給付決定保護者零

(ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受

2) した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長児童である障害児（当該障害児が無償化対象児童である場合を除く。）に係るものに限る。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

通所給付決定保護者であつて、当該通

(ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の四第三項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通

する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学年齢未満の者）の負担額算定基準者であるものを除く。）に係るものに限る）に百分の十を乗じて得た額（その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。）^ヘ 市町村民税世帯非課税者（通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の

第二十一条の五 の第七項	第二十二条の五 の第六項	第二十三条の五 の第七項	第二十四条の五 の第八項	第二十五条の四 の第九項
交付し	返還し	護者	通所給付決定権	通所給付決定権

所付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度(基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年一度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの。(1)(i)及び

(2)

所付決定に係る小学校就学前負担額算定基準者である障害児(小学校就学前最年長負担額算定基準者を除く)小学校就学前負担額算定基準者のうち最年長者である障害児(当該障害児が無償化対象通所児童である場合を除く。)に限る。)に係るものに限る。)に百分の五を乗じて得た額。

第二十四条第五号コに掲げる通所治寸

の世帯に属する者（通所給付決定保護者）ある支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。」が基準と該当通所支援のあつた月の属する年度（其準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地七税率法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより半

第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率（通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入、借受け又は修理（第四号及び第五号に規定する額）の合計額に対する割合）を乗じて得た額とする。

(i-i) に掲げる額を合算した額（その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。）
負担額算定基準者が一人以上いる通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について基準該当通所支

(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支拂いによる法第二十

の世帯に属する者（通所給付決定保護者）である支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。」が基準とし、該当通所支援のあつた月の属する年度（其該当通所支援のあつた月が四月から六日までの場合は、前年度）分の地税法の規定による市町村民税を課されなければならない者（市町村の条例で定めるところにより半額の市町村民税を免除された者を含むものにして、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該通所給付決定保護者をいう。）、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する

第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率（通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入、借受け又は修理（第四号及び第二十七条の四第一項において「購入等」といいう。）をした補装具（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者

援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が七万七千一百一円未満であるもの（へに掲げる者を除く。）次の（1）から（3）を乗じて得た額

（但し、市町村が当該通所給付決定保護者に係る支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が基準とし、該当通所支援のあつた月の属する年度（其の準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地七税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより半額市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該通所給付決定保護者をいう。）、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が基準該当通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者は又は全ての負担額算定期准者のが無償化対象者（但し、市町村が当該通所給付決定保護者に係る支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が基準とし、該当通所支援のあつた月の属する年度（其の準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地七税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより半額市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該通所給付決定保護者をいう。）、通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が基準該当通所支援のあつた月において被保護者である場合若しくは要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者は又は全ての負担額算定期准者のが無償化対象者（但し、市町村が当該通所給付決定保護者に係る支給決定障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が基準とし、該当通所支援のあつた月の属する年度（其の準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合は、前年度）分の地七

第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率（通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入・借受け又は修理（第四号及び第二十七条の四第一項において「購入等」という。）をした補装具（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二十五項に規定する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

第一 同一の世帯に属する通所給付決定保護者（通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が同一の月に受けた障害児通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額及び法第二十七

(ii) 第二十四条第五号イに掲げる通所給付までに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める額

(1) 第二十四条第五号イに掲げる通所給付

法の規定中読み替えられる み替える規定	法の規定中読み替えられる 読み替える字句	法の規定中読み替えられる 読み替える字句
第二十一条の前項の申請があ るする。	第二十一条の五の八第三項の規 定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	第二十一条の五の八第三項の規 定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率（通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入・借受け又は修理（第四号及び第五号に規定する）をした補装具（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する補装具をいう。第四号及び第五号に規定する）を乗じて得た額とする。第二十七条の四第一項において「購入等」といふ。）をした補装具（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する補装具をいう。第四号及び第五号に規定する）を乗じて得た額とする。第二十七条の四第一項において同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項における場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が同一の月に受けた障害児通所支援に係る法第二十一条の五第三項第一号に掲げる額及び法第二十五条の五の四第三項各号に定める額の合計額である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が同一の月に受けた障害児通所支援に係る法第二十一条の五第一項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額から当該障害児通所支援につき支給された法第二十二条の五第一項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額

決定保護者 次の（i）及び（ii）に掲げる額を合算した額（その額が口に定める額を超えるときは、口に定める額とする。）
（i） 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十
二条第一項第一号に規定する障害児（当該額を除く。）に係るものに限る。）に百
分の五を乗じて得た額

第二十五条の五 高額障害児通所給付費は、次に掲げる額を合算した額（以下「利用者負担世帯合算額」という。）が高額障害児通所給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害児通所給付費算定基準額を控除して得た額に通所給付決定保護者按分率（通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係る第一号に掲げる額及び購入・借受け又は修理（第四号及び二十七条の四第一項において「購入等」という。）をした補装具（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第三項に規定する補装具をいう。第四号及び第二十七条の四第一項において同じ。）であつて、通所給付決定に係る障害児が使用するものに係る第四号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。）を乗じて得た額とする。

第一 同一の世帯に属する通所給付決定保護者（通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が同一の月に受けた障害児通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額及び法第二十五条の四第三項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された法第二十一条の五第一項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額

二 同一の世帯に属する人所給付決定保護者（法第二十四条の三第六項に規定する人所給付決定保護者をいう。以下同じ。）（人所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が同一の月に受けた指定

八項	第二十四 条の三 条の三 所特定 費用を除 く。)	当該指定入所支援 に要した費用(入 施設等における食事 の提供に要した費用 及び居住に要した費 用)	第二十四 条の三 第三 護者	法の規定 中読み替 える規定	読み替えら れる字句	読み替える字句
七項						

五の二十八までにおいて同じ。)の設置者	第二十一条の障害児通所支援事業所の指定障害児の指定障害児入所施設の設置者	事業者
四十二条に規定する障害児入所施設をいう。次号及び次条において同じ。)	障害児入所施設(第	障害児入所施設(第
四十二号から第四号までに掲げる者以外の者	四十二条に規定する障害児入所施設をいう。次号及び次条において同じ。)	四十二条に規定する障害児入所施設をいう。次号及び次条において同じ。)
四万二百円	四万二百円	四万二百円

二 市町村民税世帯非課税者又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者(次号及び第四号に掲げる者を除く。)二万四千六百円
三 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定入所支援のあつた月の属する年の前年(指定期間の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額(所得の算定による控除が行われている場合には、その控除額から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、所得税法第三十五条第二項別措置法第四十一条の三の十一第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除額から十万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をい、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。)及び当該指定入所支援のあつた月の属する年の前年に支給された特別児童扶養手当その他の内閣府令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者は又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が、指定入所支援のあつた月において、被保護者である場合又は要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合において、当該各号に定める額(次号に掲げる者を除く。)一万五千円
四 入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して内閣総理大臣が定めたものに該当する場合における当該入所給付決定保護者(次号及び第四号に掲げる者を除く。)一萬五千円
五 市町村民税世帯非課税者又は入所給付決定保護者及び当該入所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定入所支援のあつた月において要保護者である者であつて内閣府令で定めるものに該当する場合における当該入所給付決定保護者(次号及び第四号に掲げる者を除く。)二万四千六百円

第六十九条の二小児慢性特定障害児入所医療費	第五項まで	第十項
第五十三条から第二十一条までの規定による障害児入所医療費	第五項まで	第十項

第十一条	第二十七条の十五	第二十七条の十五
第十项	法第二十四条の二十第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	法第二十四条の二十第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。
第十项	第五項まで	第十项
第十项	第五項まで	第十项
第十项	第五項まで	第十项

第二十七条の十六 法第二十四条の二十八第二項
（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十一条の五の十五第三項第六号の政令で定める使用人は、障害児相談支援事業所（法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所をいう。第二十七条の十九において同じ。）を管理する者とする。

第二十四条の二十 八第二項におい て二十一 第五の十九 二項の九 二十九 第一項の内 第十二条	例道府県の条 の五の十九 十一第一項の内 閣府令	第二十一条 第二十四条の三 十一第二項の内 閣府令
--	-----------------------------------	------------------------------------

七 法第五十条第七号に掲げる費用のうち障害児入所施設に係る費用又は同条第七号の二に掲げる費用については、法第二十七条规定項、第四十二条第二号又は第四十三条第二号の規定による治療に係る現に要した費用の額及び内閣総理大臣が定める基準によって算定した知識技能を有する者は日常生活の指導をするために必要な職員の給与費、入所者の日用品費その他の経費の額の合計額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）を超えるときは、当該費用の額とする。

八 法第五十条第七号に掲げる費用のうち里親への委託の措置に係る費用については、内閣総理大臣が当該措置を受けた児童の年齢等を考慮して定める基準によつて算定した日常生活費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする）から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額。

九 法第五十条第七号に掲げる費用のうち里親支援センターにおいて行う法第十一條第四項に規定する里親支援事業に要する費用については、内閣総理大臣が里親支援センターの所在地による地域差等を考慮して定める基準によつて算定した当該里親支援事業に従事する職員の給与費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

法第五十条第七号の三に掲げる費用については、児童自立生活援助を行う場所の種類、支給と費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

当該場所の所在地による地域差等を考慮して内閣総理大臣が定める基準によつて算定した児童自立生活援助事業に従事する職員の給与費、利用者の日常生活費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額は、内閣総理大臣が定める基準によつて算定した法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設の職員の給与費、一時保護が行われた児童の日常生活費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

十二 法第五十一条第一号に掲げる費用については、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要した費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）

十三 法第五十一条第二号に掲げる費用については、内閣総理大臣が定める基準によつて算定した同号に掲げる費用の額から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額及び当該費用のための収入の額の合計額を控除した額

十四 法第五十一条第二号の二に掲げる費用については、内閣総理大臣が法第二十二条の十八第一項に規定する家庭支援事業の種類等を考慮して定める基準によつて算定した当該家庭支援事業に従事する職員の給与費その他の経費の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から内閣総理大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第五十六条第二項の規定による徴収金の額を控除した額

十五 法第五十一条第六号に掲げる費用については、障害児相談支援給付費又は特例障害児

相談支援給付費の支給に要した費用の額、その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。)

第四十三条 法第五十三条及び第五十五条の規定により交付した国庫及び都道府県の負担金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を返還させることができる。

一 家庭的保育事業等を行う者が、法第三十四条の十七第四項の規定により、その事業の制限又は停止を命ぜられたとき。

二 児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除く。次号及び第五号において同じ。)の設置者が、法第四十六条第四項の規定により、その事業の停止を命ぜられたとき。

三 児童福祉施設の設置者が、法第五十八条第一項の規定により、法第三十五条第四項の認可を取り消されたとき。

四 他の保育事業等を行う者が、法第五十八条规定により、法第三十四条の十五第二項の認可を取り消されたとき。

五 児童相談所若しくは児童福祉施設の設置者は法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。

六 幼保連携型認定こども園の設置者が、認定こども園法第二十二条第一項の規定により、認定こども園法第十七条第一項の認可を取り消されたとき。

七 幼保連携型認定こども園の設置者が、法若しくは認定こども園法若しくはこれらの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。

八 児童相談所若しくは児童福祉施設の設置者若しくは家庭的保育事業等を行う者が、その事業の全部若しくは一部を廃止し、又は児童相談所若しくは児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等を行う場所が当初予定した目的以外の用途に利用されるようになつたとき。

九 負担金交付の条件に違反したとき。

十 詐偽の手段で、負担金の交付を受けたとき。

規定により、都道府県が処理することとされている事務（法第十一条第一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、同条第二項の規定による助言、法第十三条による規定並びに第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設の指定等、法第十八条第七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号に規定する施設及び講習会の指定等、法三項の規定による保育士試験委員の設置、法第十八条の九、第十八条の十（法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七までの規定並びに第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等、法第十八条の十八から第十八条の二十の二までの規定及び第六条から第二十条までの規定による保育士の登録等、法第十八条の二十の三第一項の規定による報告の受理、法第十八条の二十の四第二項の規定による同条第一項の規定等、法第二十一条の五の十六第七項（これららの規定を法第二十一条の五の十六データベースへの記録等、法第二十二条の五の十の規定による協力その他の市町村に対する必要な援助、法第二十二条の五の五六項及び第十四条の十九第四項の規定による協議の場の設置等、法第二章第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、法第三十三条の十八第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知、法第三十三条の二十一第一項に規定する市町村障害児福祉計画に係る同条第十一項の規定による市町村障害児福祉計画に係る同条第十二項の規定による意見等、法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画に係る同条並びに法第三十三条の二十二第三項及び第三十三条の二十四第一項の規定による事業等）という。）、児童自立生活援助事業又は

二条第三項中「前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号（イを除く。）とあるのは「前条第一項第一号の実施状況」とあるのは「及び第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況」と、同条第八項中「行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる」とあるのは「行う」と、法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長」とあるのは「児童相談所長」と、法第二十一条の五の十五第一項（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「ごとに行う」とあるのは「ごとに」行う。この場合において、第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下第五十六条の八第三項までにおいて「児童相談所設置市」といふ。）の長は、当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ」と、法第二十一条の五の十五第八項（法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中「前項の意見を勘案し」とあるのは「第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画との調整を図る見地から」と、法第二十一条の五の十七第五項中「ものは」であるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は同法」と、「を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行つた都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について同法第一百五十二条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、法第二十一条の五の二十六第二項第二号中「の区域」とあるのは「又は児童相談所設置市の区域」と、「指定都市の長」とあるのは「指定都市の長又は児童相談所設置市の長」と、法第二十一条の五の二十七第二項（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「

「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは、「関係児童相談所設置市の長」と、法第二十一条の五の二十七第三項及び第四項（これららの規定を法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市若しくは中核市長」とあるのは、「都道府県知事」と、法第二十二条の五の二十八第五項（法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは、「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは、「関係児童相談所設置市の長」と、法第二十四条の四第一項第一号中「以外の都道府県の区域内」とあるのは、「の区域以外の区域」と、法第二十四条の九第一項（法第二十四条の十四項において準用する場合を含む。）中「行う」とあるのは、「行う。この場合において児童相談所設置市の長は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、法第三十条第一項第二号中「市町村」とあるのは、「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第二十七条第一項第二号中「市町村」とあるのは、「当該児童相談所設置市以外の市町村」と、法第三十三条第一項中「以内」に、「市町村長を経て」とあるのは、「都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「行う者」とあるのは、「行う者（都道府県を除く。）」と、法第三十四条の三第一項及び第三十四条の七の四中「行う者」とあるのは、「行う者（都道府県を除く。）」と、法第三十四条の七の二第二項から第四項までの規定中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び児童相談所設置市」と、法第三十四条の三第一項及び第三十四条の七の四中「行う者（都道府県を除く。）」とあるのは、「行う者（都道府県を除く。）」と、法第三十五条第三項中「市町村」とあるのは、「児童相談所設置市以外の市町村」と、同条第八項中「第六十二条第一項第一号」とあるのは、「第六十二条第二項第一号」と、

〔第六六二〕条第一項」とあるのは、「第六十一條第一項」と、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは、「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、同条第十一項中「市町村」とあるのは、「児童相談所設置市以外の市町村」と、法第四十五条第一項、第二項及び第五项並びに第四十六条第一項、第三項及び第四項中「児童福祉施設」とあるのは、「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」と、法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を経由し」とあるのは、「にかかわらず」と、第一条の三第一号中「一又は二以上の市町村（特別区を除く。）」とあるのは、「費用」と、法第五十五条第三号中「費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）」とあるのは、「費用」と、法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村及び児童相談所」と、第三条第一項中「次の各号」とあるのは、「第一号及び第二号」と、第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは、「児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）」とする。

ての都道府県知事の質問等に関する規定、法第四十六条第一項、第三項及び第四項の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の質問等に関する規定並びに第三十八条の規定による児童福祉施設についての都道府県知事の検査に関する規定は、適用しない。

第四十六条 第五条第一項から第五項まで及び第七項（内閣総理大臣への経由に関する事務に係る部分に限る）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四十六条の二 法第五十九条の八第一項の政令で定める権限は、法第四十五条第四項並びに第五十九条の四第二項及び第三項に規定する権限とする。

第四十六条の三 法第五十九条の八第一項の規定によりこども家庭庁長官に委任された権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方厚生局長（四国厚生支局の管轄する区域にあつては、四国厚生支局長。以下この条において同じ。）に委任する。ただし、こども家庭庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第二十二条の三第三項に規定する権限
当該権限の行使の対象となる都道府県知事が管轄する区域を管轄する地方厚生局局长

二 法第二十二条の五の二十七及び第二十二条の五の二十八（これらの規定を法第二十二条の十九の二において準用する場合を含む。）に規定する権限（当該権限の行使の対象となる法第二十二条の五の十八第一項に規定する指定障害児事業者等又は指定障害児入所施設等の設置者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局局长

三 法第二十四条の三十九及び第二十四条の四十に規定する権限（当該権限の行使の対象となる指定障害児相談支援事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局局长

四 法第五十九条の五第一項から第三項までに規定する権限（法第二十二条の三第一項、第三十四条の五第一項、第三十四条の六、第四十六条及び第五十九条の規定により当該権限が属するものとされている都道府県知事が管轄する区域を管轄する地方厚生局局长

第四十六条の四 内閣総理大臣は、この政令に規定する内閣総理大臣の権限をこども家庭庁長官に委任する。

第四十七条 この政令は、昭和二十三年一月一日から、これを適用する。ただし、法第六十三条に規定する場合を除む。）並びに法第二十四条の十七第一号（法第二十四条の九第二項第四号又は第五号に係る場合に限る。）平成十八年十月一
第四十八条 この政令は、昭和二十三年一月一日から、これを適用する。ただし、法第六十三条に規定する場合を除む。）並びに法第二十四条の十七第一号（法第二十四条の九第二項第四号又は第五号に係る場合に限る。）平成十八年十月一
第四十九条 第二十八条の規定は、法第六十三条の二第一項又は第二項に規定する児童について、これらの規定により、満二十歳に達した後においても、引き続きその者を児童福祉施設に在所させ、若しくは法第二十七条第二項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を探る場合に準用する。法第六十三条の三に規定する措置を解除する場合においても、同様とする。
第五十条 少年教護法施行令及び昭和八年勅令第二百八十八号（児童虐待防止法に依る費用負担及び国庫補助に関する勅令）は、これを廃止する。
第五十一条 障害者自立支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に申請された同法附則第二十六条の規定による改正前の法第二十一条の六第一項の規定による補装具の交付若しくは修理又は購入若しくは修理に要する費用の支給については、なお従前の例による。
第五十二条の三 障害者自立支援法附則第三十一条の規定により法第二十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされた障害者自立支援法附則第二十六条の規定による改正前の法第四十二条に規定する知的障害児施設、法第四十三条に規定する知的障害児通園施設、法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設、障害者自立支援法附則第二十六条の規定による改正前の法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設及び法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設に係る次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者については、適用しない。
（法第二十四条の九第二項第四号及び第五号
（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）並びに法第二十四条の十七第一号（法第二十四条の九第二項第四号又は第五号に係る場合に限る。）平成十八年十月一

規定	読み替える字句	法の規定中読み替えられる字句	第二十四条第三項	第七項	第三十一項第二十四	第三項	第四十六条第二十四	附則第七十三条第一項の規定により読み替えられた第三項	〇五号(附則(昭和二四年六月一五日政令第一)
規 定	読み替える字句	法の規定中読み替えられる字句	第七項	第三十一項第二十四	第三項	第四十六条第二十四	附則第七十三条第一項の規定により読み替えられた第三項	〇五号(附則(昭和二四年六月一五日政令第一)	
規 定	読み替える字句	法の規定中読み替えられる字句	第七項	第三十一項第二十四	第三項	第四十六条第二十四	附則第七十三条第一項の規定により読み替えられた第三項	〇五号(附則(昭和二四年六月一五日政令第一)	

二 法第二十四条の十七第九号 平成十八年十一月一日前にこの号に掲げる規定に規定する違反をした者

第五十一条 法第七十七条第五項に規定する政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等による予算の執行の適正化に関する法律第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法第七十二条第一項から第四項までの規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

法第七十七条第九項に規定する政令で定める場合は、国の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。

第五十二条 法附則第七十三条第一項の規定による支給の先達は、次の表のとおりとする。

1 この政令は、公布の日から施行する。但し、第九条の二の規定は、児童福祉法第三十四条の二の規定が施行される日から施行する。
第十三条第一項第三号の規定は、昭和二年十二月三十一日まで、その効力を有する。

2 附 則 (昭和二五年五月三〇日政令第一七〇号)

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和十五年四月一日から適用する。
2 道府県立少年教護院職員令(昭和九年勅令第二百八十二号)は、廃止する。

附 則 (昭和二八年九月一七日政令第二八三号)抄

1 この政令は、公布の日から施行する。
2 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三一年八月一一日政令第二六五号)

1 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百四十七号)及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(昭和三十一年法律第百四十八号)の施行の日(昭和三十一年九月一日)から施行する。
この政令による改正後のそれぞれの政令及び勅令の規定による都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は指定都市の市長その他の機関への引継に關し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法施行令の一部を改正する政令(昭和三十一年政令第二百五十三号)附則第三項から第十項までに定めるところによる。

附 則 (昭和三二年六月三日政令第一二八号)抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和二年四月二十五日から適用する。

2 附 則 (昭和三四年三月三一日政令第七二号)抄

(施行期日)

1 この政令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 附 則 (昭和三五年四月一八日政令第一〇三号)抄

<p>（施行期日）</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和三六年六月一九日政令第二〇四号）抄</p>
<p>（施行期日）</p> <p>この政令は、昭和四十一年一月一日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和四〇年一二月二八日政令第三八五号）抄</p>
<p>（施行期日）</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和四四年六月二十五日政令第七四号）抄</p>
<p>この政令は、公布的日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和四八年一二月二六日政令第三七一号）</p>
<p>この政令は、公布的日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和五年八月二日政令第二五号）</p>
<p>この政令は、公布的日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和五一年三月一五日政令第二七号）</p>
<p>この政令は、公布的日から施行する。</p>
<p>附 則（昭和五三年五月二三日政令第一八六号）抄</p>
<p>この政令は、公布の日から施行する。</p>
<p>この政令の施行前に第十三条第一項第一号の施設を卒業した男子は、この政令の施行の日に、改正後の第二十二条において準用する同号に該当する者となつたものとみなす。</p>
<p>附 則（昭和五三年五月二三日政令第一一九号）</p>
<p>この政令は、公布的日から施行する。</p>
<p>この各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる審議会については、公布的日から起算して六月を経過する日までは適用しない。</p>
<p>改正後の児童福祉法施行令第一条及び第二条第一項の規定 都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会</p>
<p>附 則（昭和五九年三月一七日政令第三五号）抄</p>
<p>（施行期日）</p>
<p>この政令は、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十九年四月一日）から施行する。</p>

附 則 (昭和六二年三月二〇日政令第五)
八号) 抄
第一条 この政令は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和五十九年十月一日)から施行する。
附 則 (昭和六〇年五月一八日政令第一)
二七号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和六〇年七月一二日政令第二)
二五号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定(児童福祉法施行令第十八条の二の改正規定を除く)、第二条、第三条、第八条及び第九条の規定並びに第十条の規定(地方自治法施行令第七百七十四条の二十六第一項及び第三項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定並びに第七百七十四条の二十七第二項、第七百七十四条の三十一第二項及び第七百七十四条の四十二第二号の改正規定に限る)は、地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律附則第一条第五号に定める日(昭和六十一年一月十二日)から施行する。
附 則 (昭和六一年九月五日政令第二九)
一号) 附 則 (昭和六二年一月一三日政令第四)
この政令は、昭和六十一年十月一日から施行する。
附 則 (昭和六二年四月一日政令第四)
この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
2 昭和六十一年度以前の年度の児童福祉法(昭和二十一年法律第六百六十四号)第五十三条又は第五十五条の規定による国庫又は都道府県の負担、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十七条の二の規定による国の負担、精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第二十六条第一項の規定による国庫の負担、老人福祉法(昭和三十八年法律第六百三十三号)第二十四条第一項又は第二十六条第一項の規定による都道府県又は国の負担及び母子保健法(昭和四十年法律第六百四十一号)第二十一條第二項の規定による国の負担については、なお前例による。

る改正後の婦人相談所に関する政令第四条第一項、第四条の規定による改正後の知的障害者は都道府県の負担（平成十四年度以前の年度における事業の実施により平成十五年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。）について適用し、平成十四年度以前の年度における事業の実施により平成十五年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担及び平成十四年度以前の年度の歳出予算に係る国又は都道府県の負担で平成十五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成一五年一二月一二日政令第五一六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び附則第三十七条から第五十九条までの規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成一五年一二月一七日政令第五二一号）抄

（施行期日）

この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月三一日政令第一四〇二号）

この政令は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成一六年一二月一七日政令第二二二号）

この政令は、児童福祉法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成一七年三月一八日政令第三三号）

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。
（児童福祉法施行令及び婦人相談所に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第三条の規定による改正後の児童福祉法施行令第四十三条の規定並びに第六条の規定による改正後の婦人相談所に関する政令第三条及び第四条の規定は、平成十六年度以降の年度の予算に係る国の負担（平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国（の負担を除く。））について適用し、平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国（の負担については、な）お従前の例による。

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則 (平成一八年一月二五日政令第一〇号) 抄
(施行期日)
五五号 抄
附 則 (平成一八年三月三一日政令第一)
(施行期日)
第一条 この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律(以下「一部改正法」という。)の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。
**(児童福祉法施行令の一
部改正に伴う経過措置)**
第五条 第二条の規定による改正後の児童福祉法施行令第四十三条の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担(平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。)について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により支出される国又は都道府県の負担については、なお従前の例による。
附 則 (平成一八年八月九日政令第二六一号)
**この政令は、平成十八年十月一日から施行す
る。**
附 則 (平成一八年九月二六日政令第三)
(施行期日)
一九号 抄
附 則 (平成一八年一月二二日政令第三九)
(施行期日)
三六一號 抄
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成一九年三月二二日政令第五)
(施行期日)
第一条 この政令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日から施行する。
附 則 (平成一九年三月二二日政令第五)
五号 抄
附 則 (平成一九年四月一日政令第一五)
六号

この政令は、平成十九年七月一日から施行する。

附 則（平成一九年六月二七日政令第一九号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則（平成一九年一二月一二日政令第三六三号）抄
（施行期日）

この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

附 則（平成一〇年三月三日政令第一一六号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年六月二七日政令第二一二号）抄
（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十一年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の障害者自立支援法施行令及び児童福祉法施行令の規定は、この政令の施行の日以後に行われる障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス、同条第十九項に規定する補装具の購入又は修理、同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等及び同法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療並びに障害者自立支援法施行令第十九条第一項に規定する居宅サービス等並びに児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援（以下この条において「障害福祉サービス等」という。）について適用し、この政令の施行の日前に行われた障害福祉サービス等については、なお従前の例による。

附 則（平成二年三月一三日政令第六号）
この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

第一条（施行期日）
する。この政令は、令和六年四月一日から施行